

団体代表者 様

神戸市教育委員会事務局  
総務部総務課課長（政策調整担当）

【重要】住所確認書類と団体構成員名簿の提出及び一部の校区における抽選申込の取扱いの変更について

平素は学校体育施設開放事業の趣旨をご理解のうえ、ご利用いただきありがとうございます。  
ます。

この度、利用者の方の公正・公平利用の観点から、利用者登録申請時に団体代表者の住所確認書類と団体構成員名簿を提出していただくことといたしました。また、代表者が学校体育施設開放事業未実施の中学校区に居住されている場合は、当該学校の隣接校区の中学校のうち、ご希望される1校に抽選申込を行うことを可能といたします。

現在ご登録されている団体代表者様には、下記要領で必要書類等を送付いたしますようお願いいたします。

## 記

### 1. 住所確認書類と団体構成員名簿の提出について

#### (1) 提出書類

##### ① 団体代表者住所確認書類

#### 【住所を証明する書類の例】

運転免許証、健康保険証(表面と裏面の住所記載の2枚を添付)

住民票の写し(6か月以内)、学生証、マイナンバーカード(表面のみ)

##### ② 団体構成員名簿

#### (2) 提出期間

令和6年3月1日～令和6年5月31日

※期間中に書類の提出がなかった場合、令和6年6月1日以降にアカウントを廃止する場合があります。

#### (3) 提出方法

インターネットの申請フォームから申請

※申請は令和6年3月1日から受付開始です。

※申請フォーム URL は受付開始日 1 週間前頃にまちかぎりモートに登録されたメールアドレス宛にご連絡いたします。

## 2. 抽選申込の取扱いの変更について

令和 6 年 4 月 1 日より、代表者が下表 1 の学校区に居住されている場合は当該学校の隣接校区の学校のうち、ご希望される 1 校に抽選申込を行うことを可能とします。希望校については 3 月 1 日から、書類提出申請フォーム内にて回答をお願いします。

また、下表 2 の中学校については今春の開放実施に向けて調整を進めております。お時間いただきますこと、ご了承ください。

なお、開放運営委員会が設置されている中学校のご利用を希望される場合は、運営委員会とおつなぎいたしますので、神戸市教育委員会事務局総務課政策係（078-984-0615）までご連絡ください。

【参考：開放運営委員会での学校施設開放実施校一覧表】

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/5435/r5gakkoukaihouichiran.pdf>

(表 1：隣接校区への抽選申込可能校一覧表)

No	区	学校名 (A)	抽選申込可能校 (B)
1	中央	布引中学校	渚中学校
			神戸生田中学校
			港島学園
2	北	広陵中学校	山田中学校
			大原中学校
			桜の宮中学校
3	長田	丸山中学校	夢野中学校
			雲雀丘中学校
			高取台中学校
			湊川中学校
			兵庫中学校
			長田中学校
			西代中学校
4	須磨	太田中学校	駒ヶ林中学校
			西代中学校
			飛松中学校
			高取台中学校
5	須磨	鷹取中学校	駒ヶ林中学校

			飛松中学校
			高倉中学校
			桃山台中学校
6	須磨	友が丘中学校	横尾中学校
			東落合中学校
			竜が台中学校
			高倉中学校
7	西	王塚台中学校	玉津中学校
			平野中学校

(表2：今春新規利用開始予定の学校)

No	区	学校名	新規利用開始予定時期
1	北	唐櫃中学校	4月利用開始予定
2	兵庫	須佐野中学校	
3	長田	駒ヶ林中学校	
4	灘	原田中学校	5月利用開始予定
5	垂水	垂水中学校	
6	垂水	歌敷山中学校	
7	垂水	神陵台中学校	

### 3. その他

今後、中学校体育館夜間開放事業を利用せず、神戸市体育施設予約システム「まちかぎリモート」のアカウントが必要なくなった場合は、必ず利用者情報廃止申請フォームからアカウント廃止申請を行ってください。

(参考)

「神戸市立学校施設開放事業要綱」(抜粋)

第 12 条 利用者登録を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、神戸市学校体育施設予約システム利用申請書(様式第 5 号)を教育長に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定による申請があった場合において、利用者登録を受けようとする団体の代表者は、次の各号に規定する書類等の写しのうち、1 種類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証(運転経歴証明書を含む)
  - (2) 健康保険証
  - (3) 住民票
  - (4) マイナンバーカード(表面のみ)
  - (5) 住民基本台帳カード
  - (6) その他教育長が適当と認める書類
- (重複登録の禁止)

第 13 条

2 システム使用者は、規則第 8 条各号の要件を満たさなくなった場合、又はシステムを使用する必要がなくなった場合は、神戸市学校体育施設利用者登録廃止申請書(様式第 7 号)(以下、「登録廃止申請書」という。)を教育長に提出しなければならない。

第 15 条 同一の団体(一方の団体構成員の半数以上が他方と同一の場合のほか、団体の代表者や構成員、活動内容等から、教育長が実質的に同一団体であると判断した場合を含む。)が重複して利用者登録を受けることはできない。

2 同一の団体について重複して利用者登録がなされていることが明らかとなったときは、教育長は、それらの利用者登録のうち最新のものを除き利用者登録を抹消することができる。